



【重要】立命館大学留学生保証制度の変更

■立命館大学に在籍する留学生にかかる建物賃貸借契約において、従来は立命館大学が連帯保証人となっておりました。しかし2014年12月にその制度変更が正式に立命館大学にて決定されました。

■変更点

- ①連帯保証人は、立命館大学に代わり、GTN(グローバルトラストネットワーク)が引き受けます。
- ②賃料滞納保証の免責期間が、**支払期日以降10日間**となります。

これにより2015年1月以降、連帯保証人のいない立命館大学留学生は、本制度を利用することになります。そして既存入居者においても、1月以降の更新・再契約手続完了者は本制度利用者が増えます。

※既存入居者で12月迄の手続完了者は、在籍期間内あるいは契約期間内は、従来通り立命館大学の保証となります。

オーナー様におさえて戴きたい点は、②の免責期間です。

本制度利用者においては、滞納発生より10日以内にGTNへの連絡が必要となりますので、賃料入金状況の確認は確実に行って戴きたく存じます。滞納時は、学生ハウジング本社(担当:高橋迄)ご連絡下さい。弊社よりGTNへ滞納報告を致します。

その他不明点も担当:高橋へお申し付け下さい。

【GTNのHP】 <http://www.gtn.co.jp/>



お問合せ先 TEL: 0800-100-3215 担当: 高橋大輔